

市民病院跡地利用に関する提言書

平成26年3月17日

市民病院跡地利用のあり方懇話会

目 次

はじめに	3 頁
1. 市民病院についての経過	4 頁
2. 市民病院用地と周辺地域の特性	5 頁
3. 舞鶴市の現状と課題	6 頁
4. 現市民病院施設の概要	7 頁
5. 市民病院跡地利用に関する「市の考え方」について	8 頁
6. 市民ニーズ（市民アンケート結果の要約）	9 頁
7. あり方懇話会における議論の結果	10 頁
8. 提言	11 頁
9. 付帯意見	12 頁
市民病院跡地利用のあり方懇話会 委員名簿	13 頁
市民病院跡地利用のあり方懇話会に関する要綱	14 頁

はじめに

舞鶴市の長年の懸案事項であった医療問題については、「選択と集中」「分担と連携」をコンセプトとして、平成24年3月に見直しを行った京都府の「新たな中丹地域医療再生計画」に基づき、市民病院を含む市内公的4病院が、役割を分担して連携強化し、あたかも一つの病院として機能することで、持続可能な医療体制の構築を目指しています。

現在、それぞれの病院において、医療機能の充実に向けた取り組みが進められ、市民病院では、療養病床に特化した100床の病院として、西地区の舞鶴赤十字病院隣接地に新築移転し、平成26年春の開業を目指して準備が進められており、移転後の現市民病院の跡地利用の検討が必要となってきました。

現市民病院の跡地は、駐車場用地を含めると約1.3ヘクタールの広大な敷地を有して市内の幹線道路である国道27号線沿いに位置し、公共施設、商業施設、観光施設の集積する東地区の中心市街地に位置しています。このような好立地の公有地は、市民の貴重な財産として、将来にわたる活きた土地の利用が求められることは言うまでもありません。

このような中、舞鶴市が市民病院移転後の跡地利用について検討するにあたり、市民などから幅広く意見を聞くことを目的として、平成25年9月に、市民並びに学識経験者から成る「市民病院跡地利用のあり方懇話会」が設置されました。

半年間にわたる4回の懇話会では、精力的に議論を行いました。また、市民2千人を対象に「市民病院跡地利用に関する市民アンケート」を実施して、市民ニーズの把握を行い、この提言を纏めることができました。

この提言では、本市の課題と市民ニーズ等から導き出される「まちづくりの方向性」を示し、その方向性に沿って市民病院跡地をどのように活用することが望ましいかを導き出しました。

それに加えて、施設のあり方については、本市の老朽化した公共施設のあり方を示した「舞鶴市公共施設マネジメント白書」に基づいた「施設の総量抑制と多機能化・複合化の推進」、「建物の構造的・機能的な長寿命化の推進」、「財政負担の軽減に向けた取り組みの推進」などを踏まえ、将来の舞鶴市にとって、市民病院跡地をどのように活用することが望ましいかを提示したものです。

今後、市長におかれましては、この提言を十分に参考にし、舞鶴の将来像を見据えながら、市民病院用地の跡地利用について更に具体的な検討を行って、跡地利用の実現化に向けてご尽力いただくよう念願する次第であります。

平成26年3月17日

市民病院跡地利用のあり方懇話会 座長 宗本 順三

1 市民病院についての経過

- 平成23年 2月 多々見市長が就任。医療機能の「選択と集中」「分担と連携」による本市医療体制の充実強化に向けた取り組みを行う意向を表明。
- 6月 医療機能の「選択と集中」「分担と連携」による本市公的4病院の充実強化に向け、関係者において協議を開始。
- 6月 本市医療体制の充実強化の一環として、市民病院を療養病床に特化し、西地区（舞鶴赤十字病院隣接地）に移転新築することを市が表明。
- 11月 医療機能「選択と集中」「分担と連携」による本市公的4病院の充実強化を関係者が合意。
- 平成24年 3月 市民病院の療養病床特化と西地区への移転、医療機能の「選択と集中」「分担と連携」による公的4病院の充実強化を盛り込んだ、京都府の「新たな中丹地域医療再生計画」を国が承認。
- 平成25年 4月 平成26年春の完成を目指し、市民病院の新築移転工事を開始。
- 9月 「第1回市民病院跡地利用のあり方懇話会」を開催し、現市民病院移転後の跡地利用の協議を開始。
- 10月 「第2回市民病院跡地利用のあり方懇話会」を開催。
- 11月 市民病院跡地利用に関する「市民アンケート」を実施。
- 平成26年 1月 「第3回市民病院跡地利用のあり方懇話会」を開催。
- 2月 「第4回市民病院跡地利用のあり方懇話会」を開催。
- 3月 市民病院跡地利用のあり方懇話会から市へ意見を提言
- 平成26年 春 新市民病院開院（予定）

2 市民病院用地と周辺地域の特性



現市民病院用地は、駐車場用地を含めると約1.3haの広大な敷地を有しており、市内の幹線道路である国道27号線沿いに位置し、公共施設、商業施設、観光施設の集積する東地区の中心市街地に位置する好立地である。

平成26年度には、舞鶴若狭自動車、京都縦貫道の全線開通により、一層の観光客の入込が期待されており、平成27年4月には、介護人材養成専門学校YMCA学園の開校、子育て拠点施設のオープンが予定され、東地区の活性化の施策が実現しつつある。

この用地の活用には、市民の貴重な財産として、まちづくりの方向性、市民ニーズなどに則して、将来の舞鶴市にとって必要な機能の整備が求められるものであり、将来にわたる活かした土地の利用が必要である。

市民病院用地と周辺地域の特性

- ・ 中心市街地に近接
- ・ ウォーターフロントに近接
- ・ 赤レンガパークなどの観光資源に近接
- ・ 約1.3ヘクタールの大規模敷地
- ・ 主要幹線道路沿い（国道27号線）

3 舞鶴市の現状と課題

市内人口は減少傾向であり、今後もこの傾向が続く予想となっている。また、不景気の影響もあり就業者数も減少している。

高齢化率は4人に1人が高齢者で、全国や京都府の平均と比較すると、舞鶴市は高齢化の進捗は早く、将来も高齢化が進む予測となっている。要介護認定者も増加しているほか、医療費と介護費が増加しており、高齢者の介護予防の取り組みのほか、30代以降の健康増進の取り組みについても、更なる充実が必要である。

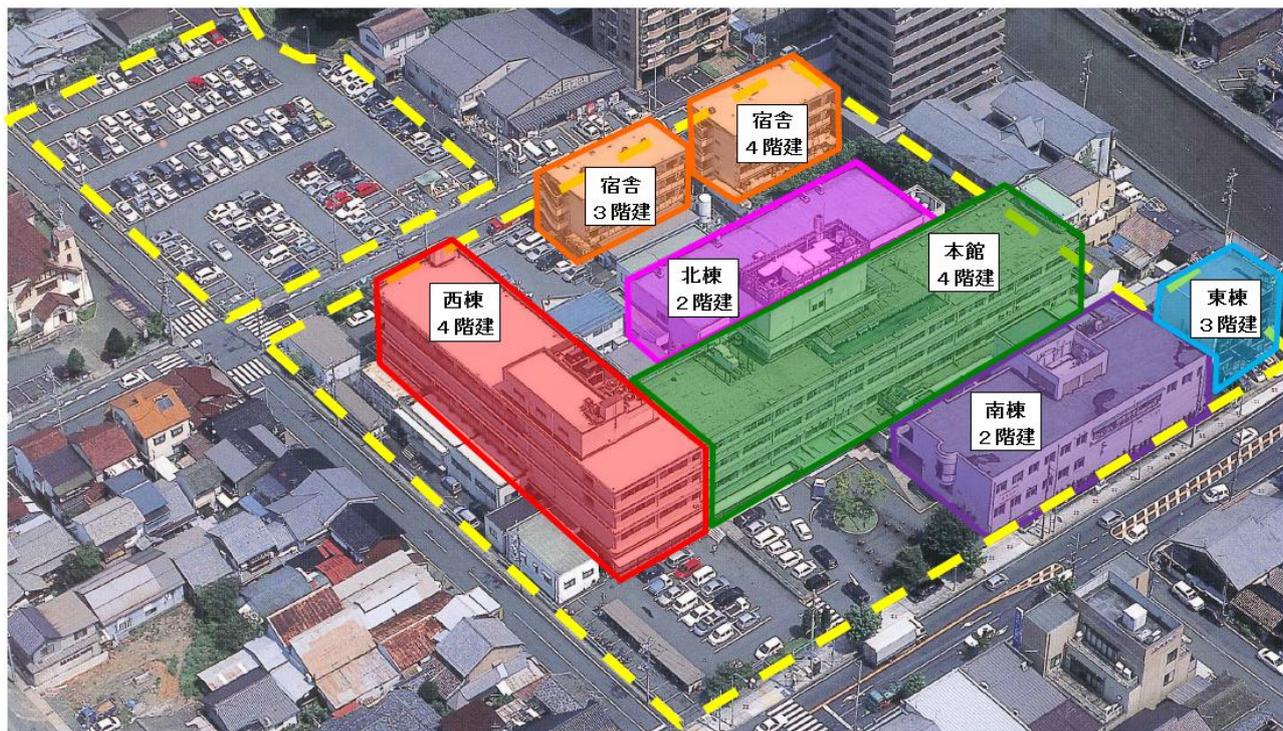
商工業についても、事業所数の減少、販売額や出荷額が減少しており、産業の育成や雇用の拡大が望まれる。

近年、舞鶴市では観光振興に力を入れて取り組んでおり、市に訪れる観光入込客数は年々着実に増加し、更なる取り組みの推進が望まれる。

また、本市には、高度経済成長期に多くの公共施設を集中的に整備してきた経過があり、これらの公共施設の整備を通じて住民生活の質の向上が図られてきたが、現在、これらの施設が一斉に経年劣化により老朽化し、大規模修繕や建替え等の課題に直面している。今後、かつてのような経済成長が期待できない中、老朽化した公共施設を更新し維持し続けることは、市の財政上大きな負担となる。今後、人口減少、少子高齢化が進む一方で、施設用途のニーズが変化し、公共施設の不足や余剰によるミスマッチと市民サービス低下が生じてくることが想定されるため、市内公共施設の「総量抑制と多機能化・複合化の推進」、「建物の構造的・機能的な長寿命化の推進」、「財政負担の軽減に向けた取り組みの推進」などに積極的に取り組んでいく必要がある。

◎人 口						
人口	減少傾向	H17	91,733人	▼H22	88,669人	主に15~64歳が減
就業者数	減少傾向	H12	46,350人	▼H22	42,110人	
高齢化率	上昇傾向	H22	26.1% (4人に1人が高齢者)	※国府平均より高い		
◎医療・介護						
医療費	増加傾向	H21	74.4億円	△H23	75.0億円	(国保療養諸費)
介護費	増加傾向	H21	58.5億円	△H23	63.2億円	(介護給付費)
要介護認定者	増加傾向	H21	3,985人	△H23	4,364人	
◎商 業						
事業所数	減少傾向	H11	1,681	▼H19	1,283	
従業者数	減少傾向	H11	8,848人	▼H19	7,491人	
年間販売額	減少傾向	H11	2,306億円	▼H19	1,768億円	
◎工 業						
事業所数	減少傾向	H19	149	▼H22	129	
従業者数	減少傾向	H19	4,424人	▼H22	3,524人	
製造品出荷額	減少傾向	H19	2,146億円	▼H22	1,690億円	
◎観 光						
観光入込客数	増加傾向	H15	115.3万人	△H24	161.1万人	
◎公共施設						
公共施設	139施設 (今後40年間に必要な改修費用等 総額1,287億円)					
(出典：国勢調査、各種統計)						

4 現市民病院施設の概要



	現舞鶴市民病院	現駐車場
面積	9,741.39 m ²	3,147.28 m ²
所有者	市民病院	舞鶴市 936.64 m ² 土地開発公社 2,210.64 m ²
既存建設物	本館(S48) 4,295.10 m ² 西棟(S58) 3,083.10 m ² 北棟(S58) 1,825.43 m ² 東棟(S47) 499.96 m ² 南棟(H 7) 1,294.89 m ² 宿舎(S58) 1,255.52 m ² その他 527.52 m ²	自動改札機
用途地域	商業地域	商業地域、準工業地域
防火地域	防火地域・準防火地域	準防火地域
建ぺい率	80%	80%、60%
容積率	400%	400%、200%

建築基準法の耐震基準と各施設の耐震化の必要性

建築基準法に基づく現行の耐震基準は、昭和56年6月1日に導入され、それ以前に建設された本館(S48)と東棟(S47)を除く施設は、耐震基準を満たしている。

また、本館については、平成23年に耐震調査を行った結果、耐震化工事が必要との結果が出ている。

5 市民病院跡地利用に関する「市の考え方」について

◎将来の舞鶴市にとって必要な機能の整備の検討

現市民病院は、広大な敷地を有し、東地区の中心市街地に位置する好立地である。この用地の利用に当たっては、市民の貴重な財産として将来にわたる活かした土地の利用が求められることから、市の課題である少子高齢化への対応や、交流人口の増加、まちなかの活性化など、「将来の舞鶴市にとって必要な機能の整備」を検討することが必要である。

◎公共施設の統廃合に要する用地としての活用

本市は、高度経済成長期に、多くの公共施設を集中的に整備し、住民生活の質の向上が図ってきたが、現在これらの施設が一斉に老朽化し、施設の老朽化に伴う改修や建替え等の課題に直面している。今後、老朽化する公共施設を更新し維持し続けることは、かつてのような経済成長が期待できない中では市の財政上大きな負担になるほか、人口減少、少子高齢化が進む中で、施設用途のニーズが変化し、公共施設の不足や余剰によるミスマッチと市民サービスの低下が生じてくることが想定される。

市では、平成25年3月に、今後の公共施設の再生を進めていくための基本的な考え方を取りまとめた「舞鶴市公共施設マネジメント白書」を作成した。今後は白書に基づき、「施設の総量抑制と多機能化・複合化の推進」、「建物の構造的・機能的な長寿命化の推進」、「財政負担の軽減に向けた取り組みの推進」などに取り組んでいく必要があり、市民病院跡地についても、公共施設の統廃合や再配置に供する用地としての活用を検討する。

◎既存病院施設の利活用

「舞鶴市公共施設マネジメント白書」に示している「建物の構造的・機能的な長寿命化の推進」、「財政負担の軽減に向けた取り組みの推進」の観点から、市民病院の既存施設については、用途、利便性、費用等を検討しながら、利活用可能な施設については改修して活用することを検討する。

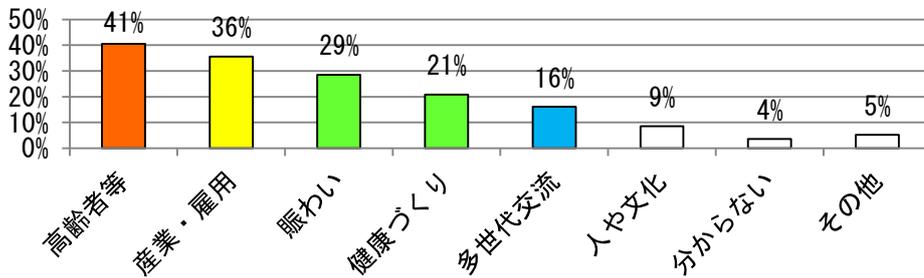
◎民間活力の導入

人口減少による税収の減少や、老朽化する公共施設の維持管理・更新などにより、今後の本市の財政状況が厳しくなる中においては、市民病院跡地に整備する施設の建設・改修費にかかる投資額や、毎年の運営・維持管理について、市財政に大きな負担となることが予想される。市が直接整備・運営する手法よりも効率的・効果的な事業手法として、民間の持つ技術力や経営手法を導入し、低廉で良質なサービスを提供できる事業手法を検討する。

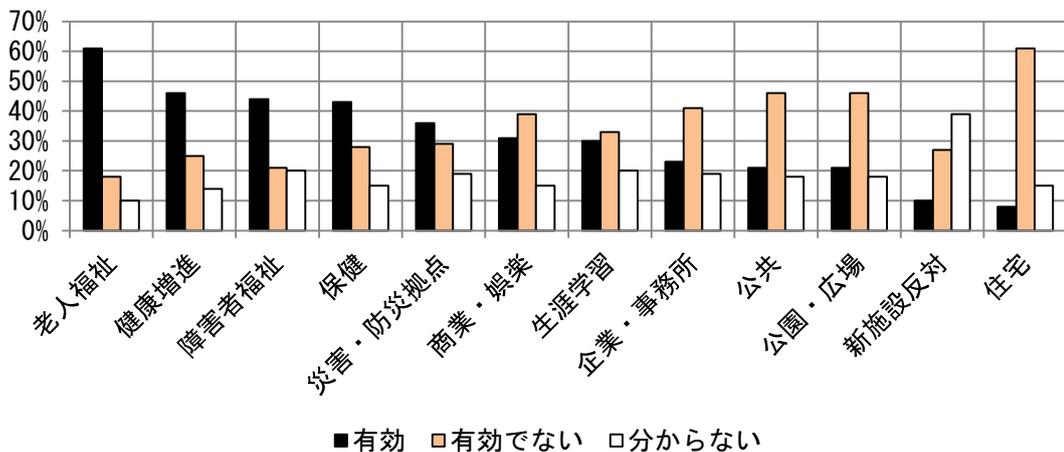
6 市民ニーズ（市民アンケート結果の要約）

市民アンケート結果、

①利用の方向性としては、1. 高齢者等の支援、2. 産業育成・雇用拡大、3. 賑わい創出、4. 健康増進の順となった。（下図）



②導入すべき施設・用途としては、1. 老人福祉施設、2. 健康増進施設、3. 障害者福祉施設、4. 保健施設の順となった。（下図）



※上記の①「方向性」と②「施設・用途」では、共通して「高齢者や障害者の支援」と「健康増進」を望む声が多かった。

③市民病院跡地を公共施設の再配置に活用することについては、62%の賛成があった。

賛成	62%
反対	15%
分からない	14%
その他	5%
記入なし	4%

④59%の方が、利用可能な市民病院既存施設は改修して活用すべきと考えている。

利用可能な施設は改修	59%
全て撤去	27%
分からない	9%
その他	2%
記入なし	3%

⑤76%の方が、市民病院用地は、全部又は一部を市が所有すべきと考えている。

全て又は一部を市が保有	76%
市が保有しない	8%

⑥67%の方が、運営は民間活力を導入すべきと考えている。

民間活力を導入する	67%
民間活力を導入しない	17%

7 あり方懇話会における議論の経過

平成25年9月18日（水） 第1回市民病院跡地利用のあり方懇話会

「本市の状況と課題」、「まちづくりの方向性」、そして、それらに基づく「市の取り組み」、跡地利用に関する「市の考え方」について、事務局（市企画政策課）から説明を受けたのち、将来の舞鶴市にとって市民病院跡地をどのように利用することが望ましいかについて、委員の意見交換を行った。

平成25年10月31日（木） 第2回市民病院跡地利用のあり方懇話会

事務局より、第1回あり方懇話会で委員から要望のあった情報提供や、他自治体の病院跡地活用事例の紹介を行い、市民病院跡地の活用について、委員の意見交換を行った。

また、市が現在の勤労者福祉センター（市内浜地区）の建物に介護人材養成専門学校YMC A学園を誘致することに伴い、現在この建物を使用している勤労者福祉センターやシルバー人材センターなどの移転が必要になるため、市が市民病院の「南棟」を有力な移転先候補として検討していることについて、事務局から報告を受けた。

市民全体の意見や要望を確認するために実施する「市民アンケート」について協議を行い、アンケート内容を決定した。

平成25年11月18日～12月9日 市民アンケートの実施

- ◎目的：市民病院跡地活用について、市民の意見と要望を把握するため実施。
- ◎調査対象：18歳以上の市民2,000人（無作為抽出）
- ◎実施期間：平成25年11月18日～12月9日
- ◎実施方法：郵送
- ◎回収率：40%（有効回答数808件）

平成26年1月31日（金） 第3回市民病院跡地利用のあり方懇話会

事務局より「市民アンケート」の結果報告を受けた。そして、これまでの懇話会における議論や、市民アンケート（市民ニーズ）結果を踏まえ、懇話会として市に提言する提言書の方向性等について意見交換を行った。

提言書の方向性

- ・跡地活用の方向性は、健康増進と多世代交流
- ・まちづくりの方向性の確立と、市民病院跡地の位置づけを定める。

平成26年2月28日（金） 第4回市民病院跡地利用のあり方懇話会

最終的な意見交換を行い、懇話会としての「提言書」を取りまとめた。

提 言

■まちづくりとの関わり

東地区の中心に位置する現市民病院用地の活用は、まち全体の活性化に寄与するものであり、広く市民に利益還元できる跡地利用が求められる。まちづくりの方向性や、周辺地域や施設との連携を視野に入れ、まち全体の活性化を目指した活用を目指すべきである。

■実現すべき「まちづくりの方向性」

全国的に少子高齢化・人口減少を迎える中、本市においても人口減少と高齢化を迎え、要介護者の増加や、医療費、介護費などが増加している。

少子高齢化・人口減少社会において、住み慣れた地域で、健康で生き生きと暮らせることは、全ての市民の願いである。市民の健康を維持することは、個人の生活を豊かにするだけでなく、社会的負担を大幅に減らし、それ自体が社会貢献と言えるため、将来に向けて「健康なまち・舞鶴」を目指していくことが望まれる。

また、高齢化・核家族化が進む中、将来の地域のあり方を考えるうえで、高齢者と若い世代が連帯感を深め、希薄化する地域の絆を再生していくことや、高齢者の知識や経験を伝承し活かしていくことが重要であるため、多世代交流や地域間交流の活性化を積極的に進めることが望まれる。

■跡地利用の基本的な考え方

- ◎「まちづくりの方向性」の中で、市民病院用地利用の位置づけを定め、将来の舞鶴市にとって必要な機能の整備について検討すること。
- ◎本市の課題である「老朽化する公共施設の集約化・再配置」に供する用地としての活用を検討すること。
- ◎市民病院の病棟など既存施設については、導入する機能、改修費用、利便性などを考慮しながら、利活用可能な施設は活用すること。
- ◎自治体負担の抑制、効率的・効果的で良質なサービス提供の観点から「民間活力の導入」を検討すること。

■導入・整備が求められる機能

- ◎市民の健康増進や、世代・障害の有無を超えた多様な交流・賑わいの拠点

■事業手法のあり方

- ◎民間活力の導入を検討すること。
- ◎公民の連携によるサービス水準の向上
- ◎原則、土地等は市が所有し、必要に応じて貸付等を検討すること。

付帯意見

- ◆提言の「まちづくりとの関わり」に示すとおり、周辺の商店街や施設との連携やネットワーク化を図り、まち全体の活性化を検討すること。
- ◆高齢者だけでなく、子どもや若者、家族など、多世代が利用できるものにする。
- ◆複合的な機能を持つ施設として、一分野だけでなく、複数の分野に寄与する機能の整備を検討すること。
- ◆周辺環境に配慮して、緑地や道路環境の整備を推進するほか、自然エネルギーを積極的に取り入れること。
- ◆当面の間、市民病院の南棟及び東棟を勤労者福祉センター及びシルバー人材センターの移転先として検討を進める。また、懇話会での議論や市民アンケートでも意見のあった文庫山学園について、現在のニーズに合った形で市民病院跡地へ機能の移転を検討すること。
- ◆不要な施設は除去し、維持管理にかかる行政負担を減らすこと。
- ◆既存病院施設は、機能改良や高機能化を図り、市民の求めるニーズ、サービス水準に対応する活用を行うこと。
- ◆不要な箱物の整備や過大な設備投資など、これからの舞鶴市を担う子ども達の世代に、大きな負担を残さないこと。

市民病院跡地利用のあり方懇話会 委員名簿

学識経験者	宗本 順三	京都美術工芸大学教授 京都大学名誉教授
学識経験者	毛谷村 英治	立教大学観光学部教授 京都大学博士（工学）
舞鶴自治連・区長連協議会	藤原 隆一	
舞鶴商工会議所	廣瀬 久哲	
舞鶴青年会議所	西村 直紘	
舞鶴老人クラブ連合会	増山 寛一	
まいづるネットワークの会	石橋 恵美	
市民公募	大槻 賢孝	
市民公募	丹山 剛福	

※敬称略

市民病院跡地利用のあり方懇話会に関する要綱

(開催)

第1条 市長は、平成26年春に移転する現市民病院の跡地利用の方針を検討するにあたり、跡地利用のあり方について、市民及び専門家等から幅広い意見を聞くことを目的として、市民病院跡地利用のあり方懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(構成)

第2条 懇話会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 市民代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理する。

4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 懇話会は、必要に応じて懇話会委員以外の者の出席を求めることができる。

(開催期間)

第3条 懇話会は、平成25年9月から平成26年3月まで開催する。

(庶務)

第4条 懇話会の庶務は、企画管理部企画室企画政策課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が委員の意見を聴いて定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月18日から施行する。